

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

## 福祉環境委員会記録

平成 26 年 9 月 10 日(水)  
全 員 協 議 会 室  
10 時 00 分～12 時 20 分

- 【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員  
澁谷委員、西村委員
- 【委員外議員】 小川議員、野藤議員、牛尾昭議員、串崎議員、江角議員、西田議員  
佐々木議員、笹田議員、岡野議員、岡本議員
- 【議長団】 原田議長
- 【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）  
河上地域医療対策課長、中田高齢障がい課長、大島子育て支援課長  
川崎市民生活部長、久保田市民生活部次長（医療保険課長）  
村瀧総合窓口課長、原田環境課長  
山本上下水道部長、古城上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長  
坂田下水道課長  
吉永金城支所長、山田市民福祉課長  
田村旭支所長、渡邊市民福祉課長  
田中弥栄支所長、長見市民福祉課長  
横田三隅支所長、大田市民福祉課長
- 【事務局】 外浦書記

### 議 題

1. 議案第 58 号 浜田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第 61 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
3. 議案第 62 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
4. 議案第 63 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
5. 請願第 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
6. 執行部報告事項
  - (1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請状況について
  - (2) 浜田市健康福祉フェスティバル・浜田駅北医療フェスタについて
  - (3) その他
    - ・配布物 浜田市の保健医療福祉（平成 26 年度版）
    - ・広島土砂災害に係る広島市への支援について
    - ・「公会計改革フォーラム in 浜田」の開催について
    - ・配布物 第 22 回全国障がい者馬術大会について
7. 所管事務調査
  - (1) 地域包括支援センターの県内 8 市の設置状況（直営、委託）について
  - (2) 世帯主年代別世帯あたり国保料状況について
  - (3) 汚水処理人口普及率の状況について
8. その他

【議事等の経過】

[ 10時00分 開議 ]

芦谷委員長

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より福祉環境委員会を開催します。出席委員は8名全員で、定足数に達していますので、委員会を開きます。議題に入る前に、9月10日付けで人事異動がありました。旭支所長が変わられましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(旭支所長あいさつ)

それでは早速議題にそって議事を進めます。

**1 議案第58号 浜田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について**

議題について。執行部から補足説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。

西村委員

2つあります。1つは以前いただいた資料で個人情報保護のための資料ですが、証明書交付センターとコンビニ事業者との間で契約を結んでおりますが、その中で情報保護について謳っているとのことですが、その中で紙づまり等があった場合にも原則責任者が行うことと記されていますが、実際には2人か3人しか店員がいない状況の中で、原則どおりにならないことは日常的にあると思いますので、そういう意味で教育訓練と安全対策を適切に行う旨を記載しているということですが、日常的にこういった業務の中で履行されているのかということですが、もう1点キオスク端末ではこういった市役所の、証明書の交付にかかる事業以外にこういった事務処理を現在されているのかお聞きします。

総合窓口課長

1点目のコンビニでの個人情報保護の教育についてですが、契約書には原則責任者が行うということを謳いながら、コンビニでの責任を明確にするということですが、具体的には事業者への社員教育としましてマニュアルとヒアリングを確認実施しながらJ-LISが履行確認をしております。次にキオスク端末の別の機能ですが、不特定多数の方がタッチパネル等の簡単な操作により必要な情報にアクセスしたりコピーやファックス、デジカメプリント、映画前売り、高速バス、レジヤースポーツチケットなど、行政サービスのほかに様々なサービスが利用できる端末です。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

## 2 議案第 61 号

### 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について

子育て支援課長

議題 2 について執行部から説明をお願いします。子育て支援課長。

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。少し資料を見ていただいて是非とも質疑をお願いします。西村委員。

西村委員

現在 20 数施設の幼稚園、保育所が浜田市内にあります。これはすべて 61 号で規定する特定教育・保育施設に該当するんですか。

子育て支援課長

保育所・認定こども園が 26、それから公立幼稚園が 4、私立が 2 ありますが、認定の対象にはなりません。全て子ども子育て支援法の対象施設となりえるものです。来年度から 1 号認定、2 号認定、3 号認定という認定制度がスタートしますが、1 号が 3 歳以上児で保育の必要性のない方、2 号が 3 歳以上で保育の必要性のある方、3 号が 0 歳から 2 歳、3 歳未満児で保育の必要性のある方、これを認定する必要があります。ですから、幼稚園に入られる方についても 1 号認定をする必要がありますので、全て対象の施設となります。ただ新制度に移行するかしないかは、私立の幼稚園の場合は来年度直ぐ移行しなくても良いということになっていますので、その新制度に移行しない限りは給付金の対象にはなりません。認定をする必要はありますので、対象の施設となります。

西村委員

この他に、浜田医療センターの中に院内保育所がありますが、認定外ですが、この施設はどうなるんですか。それから、私立の幼稚園の意向を把握されていればお聞かせください。

子育て支援課長

一応おぞら保育園は医療センターのものになりますが、これは子ども子育て支援法の中では対象になりません。事業所内保育所であっても、厚生労働省の福利厚生団体が設置した職員のためだけの施設になっておりますので、これは対象になりません。それから私立の幼稚園ですが、今夕日ヶ丘幼稚園は新制度に移行したいということのようです。ただ、27 年度からなのか、結論はお聞きしておりませんが、年度はわかりませんが、新制度に移行したいという思いはあるようです。

また、みどやま幼稚園ですが、今年度で廃園ということですが、私立の幼稚園は1園だけのようです。

西村委員

医療センターの院内保育所のおおぞらは対象外のようなのですが、関係者以外、いわゆる事業所外の利用も受入れるとなれば対象になるということでしょうか。

子育て支援課長

条例の中で、地域型保育事業の中に事業所内部事業というのがありますが、規模によって地域からの子どもを何人まで受け入れなければならないというのが決まっているので、それを満たせば対象になりえると思います。

道下委員

私も医療センターの園が該当すると思っていましたが、それでは市内の事業所云々で該当するところはないんですか。

子育て支援課長

はい。事業所内保育所はありません。

芦谷委員長

今のは62号の関連でしょうか。

子育て支援課長

61号と62号は若干関連しておりますが、61号は運営の基準等になっていますが、62号はその中で特定地域型保育事業 条例名は家庭的保育事業等となっていますが、こちらが関連しますので、今の内容は両方にかかるものです。

西村委員

先走りますが、62号で規定をされている、例えば家庭的保育事業等で規定されている設備面積とか保育従事者、職員数、給食、こういったあたりの規定はこの特定教育・保育施設に関する条例ではどこに謳ってあるのか、教えてください。また、現状の施設で3階以上の建物があるのかお聞きします。

子育て支援課長

議案62号の53ページ第2章が家庭的保育事業の設備基準です。これ以降に面積要件とか保育時間、職員など記載されています。これは62号に関連します。61号では運営に関することです。ですからさきほど関連があると申しましたのは特定教育ではなく、地域型保育事業の関係はこちらに設備とか載ってきます。ただ浜田では現在地域型保育、家庭的保育事業等の各事業はどれも実施がありません。ですからこれに該当するようなものは今浜田にはありません。3階以上の建物はありません。今の保育所で。

西村委員

そうすると62号で面積や保育従事者の問題を規定しているということですが、再度お聞きしますが特定教育保育施設に関わる規定はどこにあるんですか。

子育て支援課長

これに関しては、それぞれ幼稚園の設備の関係とか保育所の最低基

準とか生きますので、61号で該当になります幼稚園、保育所に対しての給付金といったものの対象を定めるものになりますので、設備とか設置認可については今までのとおり県等が認定するものですので、そこまでのものは市のほうでは条例化されません。ですから上位法がありますので、それに基づいて面積とか職員配置等については決定されます。

西村委員

教育、保育の必要性、必要量の認定ですが、これは従来と考え方、やり方について変更があるのか、今回新たに11時間とか8時間とか設定について謳われていますが、現在のやり方と比較した場合考え方がなり、やり方について差異があるのかお聞きします。

子育て支援課長

申込等の手続きはこれまでと変わりません。ただ、浜田の場合は週3日で48時間以上の勤務実態があれば保育所で受入れをしています。今回法律の上では、そういった48時間以上でパート勤務の方については短時間保育の該当ということで8時間という制限がかかります。それ以外の勤務をしておられる方については今までどおり11時間までという保育の時間が決められております。それを超える場合は延長保育の扱いになってきますので、ですからパートで勤務されております方が8時間を越えて保育所に子どもさんを預けられる場合はそれ以上は全て延長保育ということで別に料金がかかるということになってきます。ただ入所に当たっては今までどおり短いからどうこうというのはありません。受け入れに当たっては今までどおり変わりません。ただ保育時間に制限が出るということです。あわせて短時間になりますので、保育料についても97パーセントで算定せよと国から指示がでていますが、浜田市の基準で言いますと単価が6割以下で設定しています関係で、100円とかそういった額になりますので、少しそこをおとすことにはなやましいところがありますが、これは検討段階であります。若干保育料も下がる可能性もあります。ということです。

西村委員

パートの場合48時間で保育は1日8時間という短時間の設定になった場合、現状と比べたときに例えば延長保育を要請しなければいけないようなパートといっても時間的にはかなり幅があると思います。そのことで延長保育を申し込まなければいけないような状況は考えられないのか、可能性はあるのかお聞きします。

子育て支援課長

現状ではだいたい早い方は7時くらいから子どもを預けられて、遅い方は7時、8時までという方がおられますが、ほとんどの方が8時

前後から4時くらいの方が殆どでありますので、8時間の保育時間であれば、殆どの方が延長にならなくても大丈夫ではないかと思えます。ただ延長の設定は前でやるのか後でやるのか、これは各保育所で決められますので、今の段階ではわかりません。

西村委員

よくわかりました。早い出勤で早く終わるパターンでなくて、後ろへずれ込んでいる勤務形態もあるのではないかと思えますが、そういった場合の延長保育の新たに要請しなくてはならないという可能性はないと考えていいでしょうか。

子育て支援課長

その勤務体系では難しいところではありますが、実際に今延長保育を利用されている方についてもそんなにたくさんおられませんので、園の運営の状況にもよりますので、この方については8時間というのをいつからいつまでに設定してそれで8時間を越えた場合延長保育になるというふうな考え方もできようと思えますので、そのあたりは今後園側とも協議をさせていただいて、保護者、利用者の方の不利益にならない方向で検討していければと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

### 3 議案第62号

#### 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議題3についてお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。これも詳しい中身をみていただいて是非質問お願いします。西村委員。

西村委員

第24条の職員の家庭的保育者のところで、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とありますが、具体的にどういった人を指すのかお願いします。

子育て支援課長

明確には難しいですが、幼稚園教諭、教員ということで子どもにかかわる業務に携わっておられた方についてはそういった方向になるかなと思います。国もいろいろと政令とか通知等を次々出しており、こういったものが具体的になんであるということを今後も通知してくるものではないかと思っています。ですので、申し上げましたように子どもに直接関わりのあった方それから保育士と似た職種であります、幼稚園の教諭、こういった方が一つの資格要件になるのかなと思って

います。

西村委員

同じ24条で家庭的保育補助者による保育も認めておりますけれども、私は現在の保育者の基準と比較して大きな後退だと捉えています。従って家庭的保育者に限定すべきではないかと思いますが、補助者を国の記述のままに入れられた考え方についてお聞きします。

子育て支援課長

実際には浜田市で今こういった事業を実施していませんので、どういったことで補助者が出てくるか、わからないとこではあります。現実には大田市で保育ママという制度を行っていきまして、これについては各保育所に実習に入られたり、そういった研修をされて、いろんな勉強をされて、子どもに対する支援をしておられます。ですからこういったことが出来るのであればそういう研修、勿論しっかりした研修をして、子どもに対しての保育が十分にできるようなことでないと、難しいと思いますが、しっかりした研修を受けられた方であれば、家庭的保育の補助ができるものと思っています。

ただ家庭的保育補助者のみで、保育はできません。保育士等がいないとこの事業はできませんので、そういった意味では飽くまでも補助者であるということと理解いただきたいと思います。

西村委員

言われることは分からなくもないですが、今非常に保育士が不足している状況の中、安易な選択だと私は思っています。現状では今の保育所は、全て保育士の資格を持った方が当たられているのではないのですか。

子育て支援課長

全て保育士ではありません。資格を持っていらっしゃる方が補助員として入っておられます。これについても保育士の基準を満たしていれば無資格の方でも保育に従事できることになっているので、現実に資格を持っていない方もおられます。

西村委員

先ほど聞いた中では施設に3階以上の建て物は無いとのことでしたが、2章の家庭的保育事業の中では、施設を何階建て以下にするといった記述が無いように思いますが、私は常識的に言って安全面を考えた時に、3階以上については対象外にするべきではないかと。保育施設としてはそぐわないと思います。その点についてうかがいたいのと、併せて、2階にしても避難階段等が必要ではないかと思えます。そういった記述が無いと、安全面を考えた時によろしくないのではと思いますが、いかがですか。

子育て支援課長

小規模保育事業と事業所内保育事業については、66 ページに別表が

ありますが、各設備の基準を設けています。家庭的保育は、その保育士さん等の家庭でお預かりすることが主になるので、そこまでの制限がかかってないのではないかと思います。家庭的保育の場合でも、火災報知機・消火器の設置、消火訓練・避難訓練の定期的実施といったものは基準として設けているので、安全面についてそういったものは確保していただくよう指導出来ると思っています。

非常階段についても、小規模・事業所内については設置の義務付けがされていると思います。2階以上3階以上の場合、建築基準法で規定する屋内階段や屋外階段といったものを設置する基準になっています。

西村委員

現状では無い、考え方としては無いので、実態を見ないこういった条例になるのはある程度やむを得ないかという気もしますが、年々保育にかける子どもたちが出ている状況の中、利用者が増えている。可能性としてはビルの一角を保育施設として使う可能性も充分あると思っています。それを考えると、2階以下に保育施設を設置する。最低限ではなく、より安全なものを目指す。現状でも2階までの建物しか無いのですから、条例制定をする際にはそういったことを基準に考えていくことが求められるのではないかと思います。

子育て支援課長

家庭的保育事業等の設備等の基準を出していますが、これはもともと保育所等の設置基準でもあります。保育所でも、何階以上にある場合はこういった設備を備えなさいというのが準用されている形になっています。保育所として設置する場合は、県が設備を調べて認可するのでその辺については問題無いと思いますが。小規模保育・家庭的保育については、県から市の方へ認可が下りるので、市としても県に相談しながら、万が一起きた時にはどうかということを、条件を設定しながらチェックしていきたいと思っています。

西村委員

小規模保育のB型についてです。保育士の割合2分の1以上と書いてあります。現在の保育所でも補助者は入れているとのことでしたが、その実態と比較して2分の1以上というのはどうなのですか。

子育て支援課長

現状の保育所では2分の1ということはありません。もっと多くの保育士さんがいらっしゃるので、本当の補助者の方は1人2人という数になりますので。ただ、家庭的保育事業は対象が飽くまでも3歳未満の子どもさんだけになりますので、そういった基準でいくと乳児3人について1人は保育士を配置しなければなりませんので、それでい



くと2分の1といってもそんなに。3人おられても2分の1ということは2人は保育士ではないと駄目ということになるので、補助者が2分の1と言いながら多くなるということは想定できません。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようですので次の議題にうつります。

#### 4 議案第63号

##### 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議題4について。説明をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。道下委員。

道下委員

実際にいって、今回の条例改正というか、国の基準どおりとのことですが、この支援員さんについての規定はどういう内容なのか。今までと全くかわらないのですか。

子育て支援課長

今回の条例の中で資格要件を規定していますが、そういった資格がある方が望ましい、と今までのガイドラインでは示していました。その資格があればあった方が良いということでしたが、今回は、そういった資格があっても、尚且つ県の研修を受けた方でないとなれないことになっていきますので、今までよりも資格要件が厳しくなっています。

ただ、5年の猶予期間を設けています。県内には相当数の児童クラブがありますし、支援員さんもたくさんおられますので、1年ではとても必要な研修は出来ないとのことで猶予期間を設け、県としても今後数年に分けて、対象者の研修を実施していくものと思います。

それから県内でも小規模の町村であればそういった資格を持った方を雇用するのが難しい場合もあるかと思いますので、そういったことも含めて資格要件については猶予が設けてあるものと思っています。

道下委員

はい分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

11条4項で、1つの支援の単位を構成する児童数は概ね40人以下とすると規定されていますが、現状それ以上の施設がかなりあると思います。現状の規定は70人だと理解して良いのかということ。それと、40人以上利用している施設が数ヶ所あると思いますが、参酌基準であるのか、従わなければならない基準なのかを私は理解していませんが、いずれにしても基準からすればかなりあふれる施設が存在する

ことになるとと思いますが、来年度以降はどのようなお考えなのか、確認させてください。

子育て支援課長

40人というのは今回の条例の中で示してあります。70人というのは、放課後児童クラブガイドラインに示されている人数で、最大70人までと載っています。40人というのは参酌基準となっていますが、やはり現場の声を聞いても、あまり大きすぎると大変なようです。40人を超える所については1つのクラブとしての単位が40なので、場合によってはクラブを分割して40人以下を2つ作る形、現在周布がひまわり第1と第2に分かれています、ああいった形にもなろうかと思えます。

ただ、施設の確保の問題があるので、人数の把握というのが直近になってみないと分からない面があるので、その辺は学校施設を利用させてもらう等、色々な方法を考える必要があると思っています。今年度前倒しで、浜田では6年生まで受け入れることになっているので、だいたいこれくらいの人数になろうかという目途はあります。現実的に40を超えている所もあるので、そういった所については学校にお願いに行き施設をお借りするとか、現行施設を上手いこと分割出来ないかも検討していきたいと思っています。1つの単位が40名なので、分けた場合は指導員さんの雇用も増やしていかなければいけないと思います。

西村委員

40人の参酌基準に照らして、それに向かって努力していくと受け止めました。

2点目。第10条2項、専用区画の面積について。児童1人につき概ね1.65平米以上ということですが、これは現状と比べてどうですか。

なお、これは2歳以上の保育の場合の面積と同等なので、せめて1.98平米の線を最低ラインとして掲げるのが好ましいと思うのです。ただ場所の確保の問題等も出てくるので、飽くまでも願望になりますが、それについて執行部の見解をお聞かせください。

子育て支援課長

1.65平米については現行のガイドラインと同数値です。今回の条例でも1.65平米とさせていただいています。今定数を計算する上では、1.65で計算して全員入る状態にはなっています。ただ施設によっては、実際には狭いが全体の面積だとこの基準以内に収まっているという現状です。なのでこれ以上利用児童が増えてくると施設確保に向けて検

討しなければいけないと思っています。

西村委員

率直に、課長が受け止めている印象として、現状の1人当たりの面積はどのように捉えていらっしゃるのか。お聞かせください。

子育て支援課長

実際、クラブで放課後に子どもさんが来てまず勉強するための机スペース分があればまず良いのですが、遊びを考えると狭いと思います。なので学校側にご理解いただいて体育館を使わせてもらったり、天気の良い日は校庭を使って遊んだりもしています。そういったことで飽くまでも居住スペースのみが1.65平米であって遊びの場合は別に考えなければいけないと思います。

西村委員

1.65平米というのは居住だけを考えた規定なのだと。遊びはどのように考えればよろしいですか。

子育て支援課長

児童クラブの中で遊ぶとなると、子どもさんの活動範囲を考えれば3.3平米でもとても無理だと思います。これは飽くまでも居住スペースと考えていただければと思います。

西村委員

3点目、最後にしたいと思います。同じく第11条2項で、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上。ただしその1人を除き補助員をもってこれに代えることが出来るとあり、補助員を認めています。現状の浜田の状況と比べてどうなのですか。

子育て支援課長

補助員という制度は現状にありません。皆指導員さんということで雇用しています。ですから一応補助員というのがありますが、今後も支援員としての雇用になろうと思います。

ただ、補助員という意味合いが、例えば地域の高齢者の方、ボランティアの方を想定しているの、色んな活動をする上で補助員として入っていただくことはあろうかと思っています。

西村委員

分かりますけれど、後段でおっしゃったボランティアは、ここで言う条例で規定する補助員ではないのでしょうか。

子育て支援課長

そういう思いはしていません。浜田の場合は補助員として入っていますが、補助員を雇用するつもりはございません。

西村委員

以前いただいた資料を見てみると、一指導員の配置基準として1名から9名の在籍児童数では指導員2名、10名から35名も同じく指導員2名、36名以上は指導員3名と規定して運営されていると理解をしますが、これはいまの条例制定を受けて、基準について見直しを図られるのかを確認しておきたいです。

子育て支援課長

各児童クラブ最低2名、今も最低2名の配置になっています。実際

に子どもさんが増えてくるとそれによって指導員さんの数も増やしてきていますので、これは運用の中でやっているのも最低2名は守り、あとは状況によってそれ以上の指導員さんを配置することに変わりはありません。今見ておられるのは市の取扱い要綱か何かだと思いますが、それは今後もそのまま使っていけると思っています。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

## 5 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

議題5について。執行部から関連して補足で説明がありますか。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。平石委員。

平石委員

全国の事例をお聞きしましたが、採択の件数はありましたが、不採択とされたところはありますか。

高齢障がい課長

すみません、それは承知しておりません。

芦谷委員長

他にありませんか。道下委員。

道下委員

鳥取県に、手話を使用しやすい環境の整備を県の責務と規定するというような条例が成立したという情報を調べました。他の県の例は無いのですか。

高齢障がい課長

県レベルで条例制定したのは鳥取県だけだと思います。市町村レベルでの制定は、数は把握しておりませんがいくつかあるようです。

芦谷委員長

他にありませんか。柳楽委員。

柳楽委員

調べてたところ、ろう学校で手話は教えておられないとの情報がありました。実際に学校では手話は教えていない状況なのですか。場所によっては、授業としては教えていないけれど授業以外で手話を教えておられるところも聞きました。浜田ではそういったところがあるのかどうかを教えてください。

高齢障がい課長

不勉強で申し訳ございません。調べて後で報告させてください。

芦谷委員長

よろしく願います。他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

ここで休憩を取りたいと思います。再開は11時10分です。

[ 11時00分 休憩 ]

[ 11時10分 再開 ]

## 6 執行部報告事項

### (1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請状況について

委員会を再開します。議題6執行部報告事項に入ります。(1)について。地域福祉課長。

地域福祉課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

70%の臨時給付金の申請をどのように。残り30%の方は何故申請されていないという分析なのかお尋ねしたいです。

地域福祉課長

県内の状況も調べてみました。だいたい70%前後というところですか。60%前半とか。浜田市の場合はあと2ヶ月近くありますが、今月末のところ期限になる所も何団体かあったと思います。そういった所でもまだ60%台ということがあって、なかなか県内でも90%に達するのは難しいのかなという状況があるようです。全国的にも色々調べてみましたが、大都市は遅く始まっている所が多くてなかなか情報が集まっていないのですが、どこの都市も期限が近いのだけど60%あるいは70%台という、伸びてない状況です。

どうして%的に上がらないのか。低所得者向けというご案内、どうしてもそういう表現になることから、申請を渋っておられるという方もあるということもお聞きしましたし、なかなか申請が難しい。例えば浜田市であれば誰もが対象になった5年前の定額給付金とはかなり状況が違うというのがあるのかなと思います。

あと税の情報や年金情報等、かなり個人情報に該当する情報がベースとなっています。第三者が申請しなさいとはなかなかお願いも出来なくて。行政連絡員さんや地域の方々もどのようにしたら良いのかというのがある、なかなか申請に入っていけないということもあるのかなという気がしています。

澁谷委員

低所得者に見られたら嫌だという気持ちがあるのではと課長はおっしゃいましたが、申請すれば3千円で3千万円、市民の方に入るべき金が、それで良いのかなということで、9月末にもう一度出すと。分かっていない方とか、自分の所得・収入とか、扶養に入っていれば駄目だとか、そういう縛りもあったりして諦めている方が多いのではないかと思います。あるいは入院されてよく分かっていないとか。も

う一段のアピールが必要ではないですか。施設に入っておられる方もいるでしょう。もう少し細かな、デリケートな対応をしても良いと思いますが、その辺りの考えをうかがいます。

地域福祉課長

特に施設に入っておられる方、これは定額給付金の時もそうでしたが、高齢者施設に入居されている方の申請書は施設宛てに送り、届いた時には申請について協力して欲しいというお願いしています。率が上がるように努めていきたいと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

## (2) 浜田市健康福祉フェスティバル・浜田駅北医療フェスタについて

(2)について。地域福祉課長。

地域福祉課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

いまの課長の答弁ですが、今後別々の日が望ましいと考えておられるのか、やはり今のように一緒であっても連携があるのでもより一層大きな範囲が広がって良いと考えておられるのか。基本的にはどういう考え方ですか。

地域福祉課長

元々第3、第4をベースにということで。実行委員会でも重なる部分があるから、ダブる面があります。基本は別々の日がベースになるかと思いますが、秋のこの時期になると重なることもあると思いますので、そういった時には連携で盛り上げていきたいと思えます。

澁谷委員

それなら片方を春に行うとか、春と秋と穏やかな気候の時にそれぞれ別にやるとか。いまの課長答弁だと説得力に欠けているような。どういう目的で市民に参加していただいているのかが見えにくいなど。今後は棲み分けについてお考えはあるのですか。

地域福祉課長

秋の時期のものを別の季節にというのは、なかなかすぐには難しいと思います。どうしてもすごしやすい季節にということで、BBフェスティバルも11月だし、そういう日程の中での開催となるので、基本は1つのところはそういうことでいくしかないのかなと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

### (3) その他

#### ・配布物 浜田市の保健医療福祉（平成26年度版）

地域福祉課長 その他で、配布物について、まず地域福祉課長。  
（以下、資料について説明）  
芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。  
（「なし」という声あり）  
無いようですので次の議題にうつります。

#### ・広島土砂災害に係る広島市への支援について

地域福祉課長 広島土砂災害に係る広島市への支援について。地域福祉課長。  
（以下、資料について説明）  
芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。  
（「なし」という声あり）  
無いようですので次の議題にうつります。

#### ・「公会計改革フォーラム in 浜田」の開催について

上下水道部管理課長 「公会計改革フォーラム in 浜田」の開催について。上下水道部管理課長。  
（以下、資料をもとに説明）  
芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。  
澁谷委員 裏の申し込みに懇親会出席・欠席とあるのですが、金額や会場等書いてありますか。  
上下水道部管理課長 金額が中央付近に太字の下にあります。懇親会費5千円。場所についてはこれには書いてありませんが、確か財政課が音頭を取っておられるので思い違いかもしれませんが、さくらではなかったかなと記憶しています。違いますか。失礼しました。場所については確認しておりません。大変申し訳ありません。  
芦谷委員長 ちょっと調べてください、すぐに。  
上下水道部管理課長 はい、また連絡します。  
芦谷委員長 他にありませんか。  
（「なし」という声あり）  
無いようですので次の議題にうつります。

## ・配布物 第22回全国障がい者馬術大会について

配布物 第22回全国障がい者馬術大会について。金城支所市民福祉課長。

金城市民福祉課長 (以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員 議員それぞれ個別に封書で案内が来ていると記憶していますが、執行部とこの企画との関わりはどのようになっていますか。今ここで紹介された理由というか。本来であればもっと積極的に関わられてもおかしくない気もしますし、全国障がい者馬術大会のポスター等を全然見たことないのですが、市民の皆さんへのアピールは指定管理者に丸投げされているのか。それなら何故この場で執行部から紹介があったのか。整合性が分かりにくいのでお尋ねします。

金城支所市民福祉課長 この大会に対しては市も準備会という形でウェスタンと一緒に進め方を協議したり、お互いの協力分野等の割り振りや、あるいは地区との仲立ち等を進めています。指定管理施設で行われる大会なので、市としても協力出来る部分はしっかり協力するスタンスです。

市としてのPRが不足しているのではないかという件について、ポスター等は実際は作っていくつか、貼ってあると聞いています。若干市としてのPRが不足しているご指摘は否めません。この大会についてはこのような形で、成功させていきたいと思っています。

澁谷委員 指定管理者の方になったという経緯があったらしいですが私は詳しく存じ上げていません。自立してしていただくような最初の頃の協力体制というか。指定管理ではないですが、お魚センターのようになれば救いようが無くなるので、徐々に自立していただけるような協力体制というのは絶対必要だと思います。経営状態等の確認は金城支所で定期的に行っておられるのかお尋ねします。

金城支所長 定期的に行っています。この施設の運用目的の一つに、地域振興に関わるために運営していこうというのと、あと、福祉的活用を進めていくということで、地域との振興の部分ですが、事業所さんと支所とまちづくり推進委員会、地元の久佐自治会等で組織した会があり、定期的に開催しています。先ほど課長から準備会という話もさせていただきましたが、当然この大会の運営については地元も協力しながら運営していこうということにしていますし、その準備のための打合せを進めているところです。



芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようなので、先ほどの公会計改革フォーラムの懇親会について、上下水道部管理課長。

上下水道部管理課長

場所に関しては魚鮮水産で行う予定です。時間についてはフォーラムが終わり次第となっていますが、一応午後6時半を開催目途にしているということです。

芦谷委員長

はい、ありがとうございました。では次の議題にうつります。

## 7 所管事務調査

### (1) 地域包括支援センターの県内8市の設置状況(直営、委託)について

議題7(1)について。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

書類提出を求めた以上何点か聞きたいと思います。

同僚議員からこの支援センターについては繰り返し一般質問等がありました。浜田市が面積のわりに一ヶ所というのは、出雲地域の状況からするとダントツの状況ではないかと判断します。同じ石見地方でも同様の面積である益田は3ヶ所あります。今後どうしても高齢者に対する対応としては1ヶ所では対応出来かねるように思うし、直営となると土日もお休みとなり、ほとんど機能しないのではないかと考えるが、現課ではどのようにお考えかお尋ねします。

高齢障がい課長

ご指摘どおりなので、出来るだけすみやかに増設出来るよう努めます。今のままで良いとは決して思っておりません。委託でやるか直営を堅持でやるのかどちらかもまだ決めていませんが、どちらで取り組めば増設出来るかというのを検討中ですし、委託の場合は相手方もあることなので調整しております。

澁谷委員

タイムリミット、いつごろまでに明確にして動き始めるつもりなのかということと、出雲等の先進自治体のホームページを見ると、この地域包括支援センターという名称が堅苦しいと言うか。高齢者安心支援センターみたいに名前を変えている自治体がありますね。そういう自治体に限って取組みに力が入っているような印象を持つのですが、その辺の浜田市の考え方をお尋ねします。

高齢障がい課長

増設のリミットは特に決まったものはありません。ちょっと話がそれますが、ご存知のように現在、法改正に対応しなければならない時

期にあります。地域支援事業の新しい事業展開の仕方を、法は 27 年施行を求めており、経過措置として遅くても 29 年までには移行しなければならない縛りがございます。その事業展開を実のある物にするためには当然、地域支援包括センターが出来るだけ基準どおりに配置されるべきであり、それが核になりますので。決まりとしていつまでというのはありませんが、目途としては遅くても 29 年 4 月に、浜田市の移行の時期は決めていませんが、29 年 4 月に移行するとしたらそれまでには併せて、このセンターの増設もなっていないかならなないと思っています。

名称についてはご指摘のとおり、出雲は安心支援センターという柔らかい受けの良い名称を使っています。名称について決まりは無く、どのような名称を付けても良いので、増設する場合には名称についての議論も現在しているところです。まだ決定はしていません。

澁谷委員

法律の期限である平成 29 年までとなると遅い気がします。またご検討いただきたいと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

## (2) 世帯主年代別世帯あたり国保料状況について

医療保険課長

(2)について。医療保険課長。

芦谷委員長

( 以下、資料をもとに説明 )

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

本会議で国保料の値下げは考えていないと答弁いただいているので。ただ、これをベースにした場合 40 代の方の負担が一番重くなって、それは子どもさんが多いからだということなのですが。高校・大学・専門学校等、この世代は非常に負担が多いので。現実がこういう形になってくるとこれをベースにしてまたアップすることになりかねないので、ますます負担が増える印象を持ちます。それを見過ごしてこういうベースで値上げしていくのか確認したいと思います。

医療保険課長

委員さんがおっしゃることは私も理解しております。この世代については収入も一定割合ありますが支出も多い年代ですので、おっしゃることは良く分かりますし、この年代の方に負担していただいているのが大変心苦しく思っています。しかし一般質問での部長答弁で

もありましたように、現在の制度の中でこの世代の保険料を軽減する仕組みがありませんし、国保運営の財源不足を保険料のみで解決することは現状では無理だと、部長の答弁でもありました。そういったことから市長会等を通じて公費負担の増額等を通じて要望してまいりたいと思っていますし、市長のロードマップにもあるように、医療費助成の中学生までの拡大や保育料軽減等の総合的施策で、この世代の負担を軽減したり定住化に繋げたりということを考えていきたいと思っています。この制度上での軽減制度が無いということから、この制度については負担のご理解いただきたいと思っています。

市民生活部長

補足させていただきます。委員さんがお尋ねになっている中で、今回 17.8%ぐらい上がった。ご心配の向きは、この後もまたこの調子で上がっていくのではという意味だと思います。

これは全員協議会でご説明したのですが、一応うちの方で 29 年度から県の広域保険者に移行するという国の方針を受けまして。そういうことになると今年度を除いてあと 2 年間、27 年度 28 年度ということになります。今回の料率を決める時には、29 年度に一緒になるという想定の中で保険料の考えも持ったので、今年度は確かに 1 人あたり 18%ぐらい上がりますが、このことによって県平均レベルに近づいているので、来年・再来年については残った基金を活用することによって、なるべく今年度レベルの保険料を維持したいという考えで今回の料率を決定しています。

少なくなった基金から今年も 1 億 3 千万円ぐらい繰入を予定して、調整した経緯もありますので、来年度再来年度も続けてこのぐらい上がることにはならないだろうと思っています。医療費も過去 3 年ぐらいを見ていると急激に伸びている状況ではありませんので、たくさんかかってはいますが、来年度再来年度は今までの状況から言えば、医療費が例えば 3%も 5%も伸びるといようなことには恐らくならないと思いますので。飽くまでも推計によるところが多いのですが、そういう考え方で調整しているので、ご理解いただきたいと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

### (3) 汚水処理人口普及率の状況について

下水道課長  
芦谷委員長  
澁谷委員

(3)について。下水道課長。

( 以下、資料をもとに説明 )

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。

資料提出ありがとうございました。昨日総務文教委員会にて、瀬戸ヶ島の計画案が出ていました。平成33年の中期財政計画でいくと18億円の赤字ということを見ると、どのように財源を、とってしまいます。下水道は分散型で進めていくと以前説明がありましたが、財政的に充分対応出来るとお考えなのか、浜田市の場合は市街地は公共下水道に取り組んで合併浄化槽等周辺は並行してやらざるを得ないような…これは私の素人考えですが。分散型で進めていくことに間違いは無いのか確認させていただきます。

下水道課長

分散型で進めていく計画であります。合併浄化槽については補助金を出す事業と市町村の設置型事業と2種類ありますが、補助金の事業については国からの意見もあり、補助金を出した時点で民間の物であるという扱いをしても良いことになっているので、補助金を出した所については公共下水道が導入出来ると。市町村型については市の財産ということで、それはなかなか難しいということもあり、棲み分けを事前に行い、その補助事業の部分つまり補助金を出す部分と、市町村型をする部分と、明確な区域分けをした上で補助金の部分について集合処理を導入していく方式で考えています。

財政的な面ですが、サマーレビューや中期財政計画等々、財政課と事前のすり合わせを行っているところです。

澁谷委員

ということは交付税の枠が色々あるということで、財源の裏付けはあるという認識でよろしいのでしょうか。

下水道課長  
芦谷委員長

当課としてはそのような認識で良いと思っています。

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので次の議題にうつります。

## 8 その他

芦谷委員長  
高齡障がい課長

その他ですが、執行部からありますか。高齡障がい課長。

先ほどご回答出来なかった件についてお答えします。ろう学校において手話を現在教えているかという質問ですが、ろう学校に確認しました。授業カリキュラムとしては教えていませんが、ろう学校ですの

でコミュニケーション手段として日常的に手話や身振り、絵カードの活用等をしているということでした。

ろう学校以外で教える所があるかというご質問については、市が社会福祉協議会に委託しており、手話奉仕員の養成講座や手話通訳者の研修会等を定期的の実施しておりますので、そこで教えているという状況でした。

芦谷委員長

委員の皆さんから他に何かありますか。

( 「なし」という声あり )

無いようですので、ここで執行部に関係する議題は全て終了しました。執行部の皆さんは退席されて結構です。

#### 《 執行部退席 》

では委員におうかがいします。採決はこのまま続けますか。

( 「はい」という声あり )

では議案の採決にうつります。委員から採決の前に何か意見がありますか。

( 「ありません」という声あり )

ではこれより採決を行います。議案第 58 号 浜田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

委員から採決の前に意見はありますか。

( 「なし」という声あり )

議案第 58 号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

ご異議無しと認め、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第 61 号浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について

委員から採決の前に意見はありますか。

( 「なし」という声あり )

議案第 61 号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

ご異議無しと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

議案第62号浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

委員から採決の前に意見はありますか。

(「反対」という声あり)

議案第62号について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成委員挙手 )

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

委員から採決の前に意見はありますか。

(「なし」という声あり )

議案第63号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり )

ご異議無しと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出について

これより採決を行います。委員から採決の前に意見はありますか。

(「なし」という声あり )

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 委員全員挙手 )

挙手全員であります。従ってこの請願については採択することと決しました。この請願書に添付されています意見書案を参考にして委員会が作成し、議案を本会議に提出することになりますので、意見書案をご覧の上で修正すべき点があればご意見をお願いします。お手元に意見書案として示しておりますが見ていただいて、意見等があればお願いします。無いですか。

(「なし」という声あり )

意見がありませんので、この文案を元にこの意見書の議案提出については請願が本会議で採択された後に日程に追加して、提案説明を行うこととなっておりますのでご了承をお願いします。

以上、意見等ありますか。

( 「なし」という声あり )

無いようでしたら、以上で福祉環境委員会を終了します。大変ご苦  
労さまでした。

[ 12時20分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫